

第5節 地盤環境の保全

第1 未然防止

①規制・指導

■地下水採取規制・指導

地盤沈下対策として、「工業用水法」（昭和31年法律第146号）、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年法律第100号）や生活環境保全条例により、規制地域内の関係事業場に対し、地下水の採取規制等の指導を行った。

■地下水の適正利用の指導

地盤沈下対策として法令により、規制地域内の関係事業場に対し、地下水適正利用等の指導を行った。

■地下水の代替用水の供給

北摂、東大阪及び泉州地域において、地盤沈下対策として地下水の汲み上げが規制されているため、工業用地下水の代替用水として工業用水を供給しているが、平成9年度も引き続き、工業用水道による工業用水の安定供給に努めるとともに、老朽施設の増補改良事業を計画的に実施した（2-5-1表、2-5-2図）。

■有害物質等の漏洩の防止

水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び生活環境保全条例に基づき、工場等の排水規制、有害物質及び油の流出事故時の措置の指導を行うため、届出書類の審査、立入指導及び採水検査を行うとともに、有害物質等の使用、保管についても指導を行った。

■有害物質の地下浸透禁止

水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び生活環境保全条例に基づき、工場等の有害物質の地下浸透防止を図るため、届出書類の審査、立入指導及び採水検査を行った。

②調査・研究等

■安全揚水量の解明

泉州南部地域は、地盤沈下の兆候として塩水化が生じていることが平成7年度までの塩水化調査により確認された。平成9年度は、平成8年度に引き続き、地盤沈下を未然に防止する観点から、地下水利用の実態把握と適正な利用を図るため「地下水利用適正化調査（8～12年度）」を行った。

■地盤沈下機構の解明

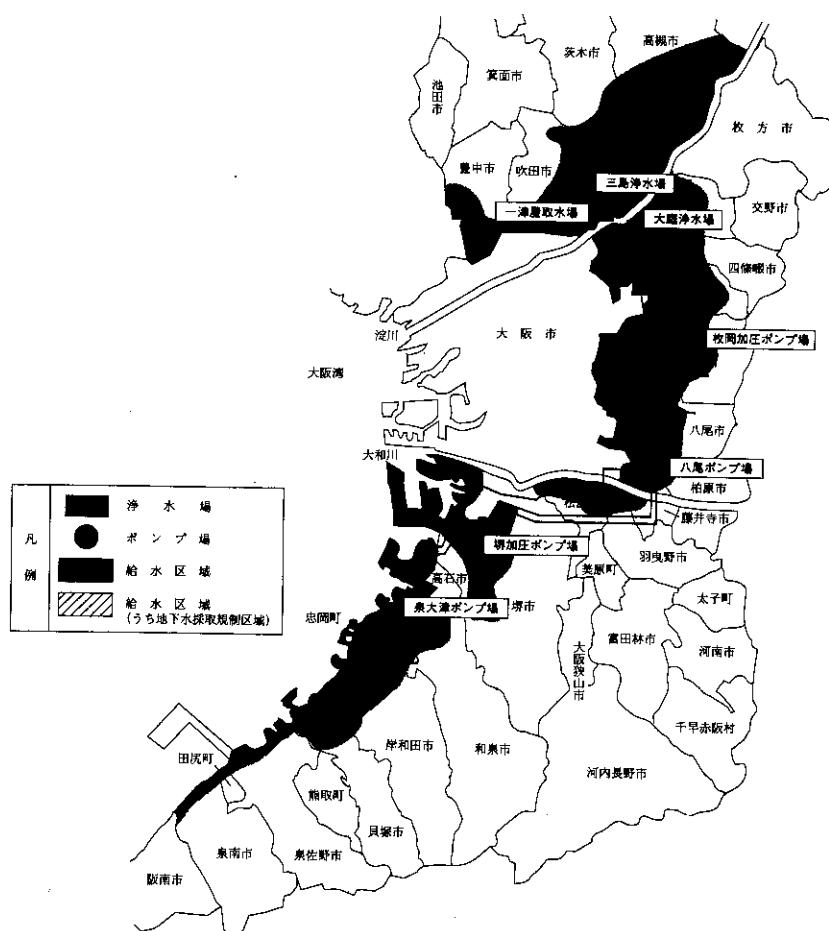
今後の地盤沈下機構解明に資するため、「地下水利用適正化調査」を行った。

2-5-1表 地盤沈下対策としての工業用水の給水状況

(平成9年度)

区分	給水事業所 (工場)	年間給水量 (m³)
北大阪地域	104	38,144,970
東大阪地域	142	31,976,823
泉州地域	152	23,406,264
計	398	93,528,057

2-5-2図 工業用水道給水区域図



第2 地盤環境の回復

①地下水のかん養

■雨水の地下浸透機能の向上

寝屋川、大和川流域等において公共・公益施設又はその敷地に貯留浸透施設を合計6か所設置した。

また、一般府道の河内長野美原線外の歩道等の整備において、インターロッキングブロック舗装等の排水性を有する歩道の整備を行うとともに、既設歩道等において、透水性を有する歩道への再整備を行った。

②浄化対策の検討

■地下水浄化手法の検討

水質汚濁防止法の改正に伴い、地下水汚染に係る浄化措置制度が導入されたため、平成9年度に学識経験者からなる「大阪府地下水汚染対策検討委員会」を設置し、浄化措置制度の適正な運用を行うため、トリクロロエチレンによる汚染の浄化対策事例をもとに、浄化対策手法を検討した。

■土壤浄化対策等の検討

土壤・地下水汚染についての原因究明、浄化、監視体制のあり方について、「大阪府地下水汚染対策検討委員会」を設置し、検討した。

第3 環境監視

①環境監視

■地盤沈下の監視

水準測量調査として水準点535地点について実施するとともに、地盤沈下観測所(31か所のうち沈下観測井戸30本)において地盤の層別の変動状況を把握するため、常時監視を行った。また、地下水採取量を把握するため、生活環境保全条例に基づいて地下水採取量調査を行った。

■地下水位の監視

地盤沈下観測所(31か所)に設けられた水位観測井戸(延べ50本)において、地下水位の常時監視を行った。

■地下水質の監視

水質汚濁防止法の規定に基づき、地下水質測定計画を定めて地下水の水質の監視を行った。また、概況調査等で有害物質が検出され地下水汚染が懸念される地区について、「大阪府地下水質保全対策要領」に基づき汚染範囲の確認等のための調査を実施した。さらに、飲用井戸設置者に対しては、井戸の適正な管理について指導啓発を行った。

■土壤汚染概況調査

農耕地の地力変化と土壤汚染の状況を全国レベルで捉えるため、「農用地の土壤汚染防止等に関する法律」に基づき土壤管理の実態と土壤、作物体、かんがい用水の調査を実施した。

平成9年度は、泉州地域の10地点において土壤実態調査を実施した。